**第30条　文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加の指標例**(JD仮訳)

文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加

**特質**

・　障害のある人の文化的生活へのアクセスとその発展

・　レクリエーション、余暇、スポーツへのアクセスとその発展\*

・　すべての障害のある人の文化的・言語的アイデンティティの認識と支援

**構造指標**

**30.1** 文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツに参加する障害のある人の権利を確保するために、これらの分野全体をカバーして制定された法制**[[1]](#endnote-1)**。

**30.2** 観光地、博物館、美術館、文化センターおよび施設、国立公園およびその他の公共スペース、スポーツセンターおよび施設に関連して採択された、建築環境、情報および通信のアクセシビリティを対象とするアクセシビリティ基準**[[2]](#endnote-2)**。（指標9.1、9.3および9.4に基づく）

**30.3**一般市民に情報およびサービスを提供する公共および民間の行為者（デジタルおよびソーシャルメディアを含むマスメディアなど）を対象に、情報およびコミュニケーションのアクセシビリティに関する義務的な基準を定めた法的枠組み**[[3]](#endnote-3)**。(21.1.2に同じ)

**30.4** ろう文化を含む障害のある人の文化的アイデンティティに関する意識を高め、他の人と平等に障害のある人への理解と発展を支援するための国家戦略・計画（研究、意識向上、文化的草の根活動を含む）**[[4]](#endnote-4)**。

**30.5** 手話言語を公用語として認め、点字、わかりやすい版、字幕、触覚コミュニケーション、コミュニケーション支援者などの使用を促進し、障害のある人の選択・要求に応じて、公の場でのこれらの使用を確保するために制定された法律**[[5]](#endnote-5)**。(21.3および21.4に同じ)

**30.6** 盲人、視覚障害のある人、その他印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを促進するマラケシュ条約の批准**[[6]](#endnote-6)**。

**30.7** 障害のある人が、積極的な参加者として、また受益者／鑑賞者として、文化的生活に参加することを促す国の政策／戦略／計画の採択**[[7]](#endnote-7)**。

**30.8** 障害のある人を含めたスポーツに関する国の政策・戦略・計画の採択**[[8]](#endnote-8)**。

**30.9** 障害のある人を含むレクリエーションと余暇に関する国の政策・戦略・計画の存在。

**プロセス指標**

**30.10** 文化的生活への障害のある人の参加を促進するために採択された具体的な措置（料金の減免、学習事業やイベントを含む文化的事業への障害のある人の参加の割当枠など）。

**30.11** 積極的な参加者として、また受益者／鑑賞者としての文化生活への障害のある人の参加を促進するための措置と活動に予算が割り当てられていること**[[9]](#endnote-9)**。

**30.12**文化的生活分野に関連する高等教育および職業能力開発のための障害のある人への公的財政支援、および文化的行事への参加のための措置に配分された予算。

**30.13** 障害のある人の文化的生活へのアクセスと参加を容易にするための訓練（合理的配慮の提供の訓練を含む）を受けた関連する公共および民間部門の職員**[[10]](#endnote-10)**の数と割合。官民の分野別および文化の種類別に集計。

**30.14** レクリエーション、余暇、スポーツへの障害のある人の参加を促進するために採択された具体的な措置(例えば、料金の減免、トレーナーや監督の訓練) **[[11]](#endnote-11)**。

**30.15** レクリエーション、余暇、スポーツに、積極的な参加者としての、また受益者／観客としての、障害のある人の参加を促進するための対策と活動に割り当てられた予算**[[12]](#endnote-12)**。

**30.16** レクリエーション、余暇、スポーツへの障害のある人のアクセスを容易にするための訓練(合理的配慮の提供を含む)を受けた、関連する公共・民間部門の職員の数と割合**[[13]](#endnote-13)**。官民の分野別および実践領域(レクリエーション／余暇／スポーツ)別に集計。

**30.17** テレビ放送の中で手話言語通訳、音声説明、字幕、およびその他のアクセシビリティ確保手段を含んでいた時間の割合。メディアの所有権（民間／公共）、コンテンツの種類（ニュース／子供向け番組を含むその他の番組）、および提供されたアクセシビリティ確保手段別に集計。(21.13に同じ、21.14も参照)

**30.18** 手話言語通訳者、および速記者や知的障害のある人のための意思疎通支援者を含むその他の関連専門職（専門的に認定され、公式に業務を行うことを許可されている）で、特に公式なやりとりに関わる人の数。そのサービスを必要とする障害のある人の数と比較。（21.17）

**30.19** 障害のある人の文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加の権利について、障害のある人、その家族、一般市民に周知し促進するための意識向上キャンペーンや活動。

**30.20** 障害のある人の文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツに関連する法律、規則、政策、事業の設計、実施、監視に、障害のある人の組織を通じた参加を含む、障害のある人の積極的な参加を確保するために実施された協議プロセス**[[14]](#endnote-14)**。

**30.21** 文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加の権利に関する苦情で受理されたもので、障害を理由とする差別を訴えるものや障害のある人が関与しているもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、苦情の申立者に有利と裁定されたものの割合、および後者のうち政府および／または義務を負う者が裁定を遵守したものの割合。苦情解決制度の種類別に集計。

**成果指標**

**30.22** 博物館、美術館、図書館、文化施設を利用する障害のある人の数と割合**[[15]](#endnote-15)**。他の人と比較し、性別、年齢、障害別に集計。

**30.23** 障害のある人が文化的活動に費やした平均時間**[[16]](#endnote-16)**。他の人と比較し、性別、年齢、障害別に集計。

**30.24** 文化的生活の分野に関連した高等教育および職業能力開発のための公的財政支援を受けている障害のある人の数と割合。他の人と比較し、性別、年齢、障害別に集計**[[17]](#endnote-17)**。

**30.25** スポーツ、フィットネスおよびアクティブ・レクリエーション(訳注　スポーツに分類されない余暇時間の身体活動)に積極的に参加している障害のある人の数と割合。性別、年齢、障害、地理的位置、および(必要に応じて)スポーツの種類（一般／障害固有）別に集計。

**30.26** 競技に参加するために公的財政支援を受けている障害のあるアスリートの数と割合。他のアスリートと比較し、性別、年齢、障害、および地理的位置別に集計**[[18]](#endnote-18)**。

**30.27** 障害のある人に対する否定的な認識を報告している一般市民の割合**[[19]](#endnote-19)**。障害および地理的位置別に集計。 (8.20に同じ)

**30.28** 障害をもって生きる生活または関連するアイデンティティについて肯定的な見方をしている障害のある人の割合。性別、年齢、障害、および地理的位置別に集計。

**30.29** 多様な文化的背景（国内の先住民文化およびマイノリティ文化を含む）を持つ障害のある人を受け入れていると報告する一般市民の割合。性別、年齢、障害別に集計。

**付属資料**

**\*** 指標30.8と30.25は、カザン行動計画(Kazan Action Plan)の行動2の下で英連邦事務局によって調整された、「スポーツと持続可能な開発目標のモデル指標に関するオープンエンド(訳注　終了時期を定めない)作業グループ」の現在進行中の取り組みに基づいている。

（翻訳：佐藤久夫、藤原早織）

1. この法制は、この権利の行使に関連する次の事項を含むべきである。

- メディアに関する法律（第21条の指標も参照）。

- 知的財産に関する法律（盲人、視覚障害のある人、その他印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを促進するマラケシュ条約に関する指標30.5を参照）。

- 文化産業（映画館、劇場、図書館など）の企業の商業免許に関する法律。

- スポーツ協会とその機能および活動に関する法規制。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 関連するサービス（特にガイド付き見学やツアーを含む）が利用できる場合、障害のある人が参加できるようアクセシビリティと合理的配慮を提供しなければならない。 [↑](#endnote-ref-2)
3. この指標は、例えば、電気通信法、放送コード、関連規則の規定においてアクセシビリティの提供に言及するものであり、インターネット、デジタル技術、電話（電話中継サービスを含む）（ITU-T F.930マルチメディア電話中継サービスを参照）、および携帯電話があてはまる。「ソーシャルメディア」には、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリが含まれる。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 文化的アイデンティティの認識と発展に関しては、他の文化的背景（例えば障害のある先住民）との交差を考慮に入れなければならない。 [↑](#endnote-ref-4)
5. これには、あらゆる形態、言語および方言（特に手話言語の場合）、並びに非差別、合理的配慮の提供、およびCRPDの第2条に沿ったコミュニケーションの定義が含まれるべきである。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 世界知的所有権機関のウェブサイトを参照：<https://wipolex.wipo.int/en/treaties/textdetails/13169> [↑](#endnote-ref-6)
7. この計画は、特に以下のようなものでなければならない。

- 目標基準、測定可能な目標、効果的な実施のための十分な資源を見通している。

- 障害のある女性や障害のある子どもを含む、社会的に疎外された障害のある人の文化的生活へのアクセスとその発展を促進するための措置を含む。

- 公共図書館へのアクセス、およびわかりやすい版、デジタル、音声、点字の出版物の所蔵を促進する。

- 出版社、公立・私立の図書館、教育機関、大学などとの協力関係を発展・強化する。

- 演劇、ダンス、音楽などの分野で、障害のある人のためのインクルーシブな施設、事業、活動を開発し、促進する。

- ユネスコの遺産を含む文化的・観光的な場所への障害のある人のアクセスを確保する。

- すべての旅行代理店で、世界観光機関（WTO）の「アクセシブル・ツーリズム（Accessible Tourism）」に関する勧告を推進する。 [↑](#endnote-ref-7)
8. このような計画は、障害のある人に特化したスポーツと一般(主流)のスポーツの両方に取り組み、さらに次を含むべきである。

- その効果的な実施のために、目標基準、測定可能な目標、および十分な資源を見通す。

- 学校でのスポーツからプロスポーツまでのあらゆるレベルで、障害のある女性や障害のある子どもに注意を払いながら、障害のある人のためのレクリエーション、余暇、スポーツへの平等なアクセスとその発展を促進するための措置を含める。

- あらゆる年齢層の障害のある人がインクルーシブなスポーツにアクセスできるようにするために必要な資源を確保する。

- あらゆるレベルの一般スポーツ活動への障害のある人の参加を可能な限り促進する。

- レクリエーションと余暇のインクルーシブな空間を促進する。

- 障害のある人のスポーツへの参加に関する一般に公開されている指針を含める。 [↑](#endnote-ref-8)
9. これには、障害のある人が創造的・芸術的・知的潜在能力を開発する機会を持つことができるようにするために、一般の場やイベントへの障害のある人の参加を支援するための措置や、障害のある人特有のイベント（例えば、障害者芸術祭）への障害のある人の参加を支援するための措置、マラケシュ条約を実施するための措置などが含まれる。 [↑](#endnote-ref-9)
10. 「関連する公共および民間部門の職員」とは、例えば、文化活動、イベント、事業の組織に関わる職員、文化的な場、例えば、博物館、劇場、映画館、観光地などで働く職員、特に一般の人々と関わる職員を含む。 [↑](#endnote-ref-10)
11. 監督に関する研修は、障害のある人がスポーツに参加する際に直面する可能性のある障壁に取り組むべきである。 [↑](#endnote-ref-11)
12. これには、一般の場やイベントや、障害者特有のイベント（例えば国内のパラリンピックなど）への、障害のある人の参加を支援するための措置が含まれる可能性がある。 [↑](#endnote-ref-12)
13. 「関連する公共および民間部門の職員」とは、例えば、スポーツ活動、イベント、事業の運営に関与する職員や、体育の先生など、関連する活動に直接従事する職員を含む。 [↑](#endnote-ref-13)
14. この指標では、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関連する政策決定プロセスに障害のある人を関与させるために公的機関が行った具体的な活動(協議の会合、技術的説明会、オンラインの意見調査、法案や政策案への意見募集、その他の参加の方法と仕組みなど)を検証することが求められている。この関連で、国は以下を行わなければならない。

- 協議プロセスを透明でアクセスしやすくする。

- 適切でアクセス可能な情報を提供する。

- 障害者団体の自由な意見の表明に対し、情報を保留したり、条件づけや妨害をしない。

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含む。

- 早期かつ継続的な協議を確保する。

- 参加者の関連費用をカバーする。 [↑](#endnote-ref-14)
15. この指標は、さまざまな情報源に依存する。 [↑](#endnote-ref-15)
16. この指標の目的のために、生活時間調査を利用することができる。生活時間調査は、人々が平均的にどのように時間を使っているかを報告するための統計調査である。様々な目的に役立つが、生活時間調査は、サンプルとアンケートが障害別に集計できるように設計されていれば、障害のある人が文化活動に費やした時間の評価に貢献できる。 [↑](#endnote-ref-16)
17. 制度的な背景に応じて、文化活動の分野（演劇、音楽など）などでさらに細分化すれば、より正確な比較が可能になる。 [↑](#endnote-ref-17)
18. 制度的な背景に応じて、スポーツ(の種類)、競技のレベル（国内、国際）などでさらに細分化すれば、より正確な比較が可能になる。 [↑](#endnote-ref-18)
19. これは、「[社会的距離尺度](https://moldova.un.org/resources/publications)」に基づくものなどの認識調査を利用して評価することができる。例えば、モルドバの差別の防止・撤廃と平等の確保に関する評議会、OHCHRとUNDPの「モルドバ共和国における平等の認識と態度に関する調査」（2015年）を参照。 [↑](#endnote-ref-19)